

## 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市マンガ・アニメ情報館及び新潟市マンガの家		
管理者名	指定期間	令和5年4月1日	～ 令和10年3月31日
担当課	文化スポーツ部文化政策課		
所在地	新潟市マンガ・アニメ情報館：新潟市中央区八千代2丁目5番7号 万代シテイ・BP2 1階 新潟市マンガの家：新潟市中央区古町通6番町971番地7		
根拠法令			
設置条例	新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例		
施設概要	<p>【新潟市マンガ・アニメ情報館】            建築構造：鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上4階建て            専有面積：914.47㎡            施設：常設展示コーナー、企画展示コーナー、ミニシアター、交流体験スペース・閲覧コーナー</p> <p>【新潟市マンガの家】            建築構造：鉄筋コンクリート造陸屋根8階建て            延床面積：349.07㎡            施設：常設展示コーナー、企画展示コーナー、交流体験スペース・閲覧コーナー</p>		

施設設置目的	
新潟のマンガ文化及びアニメーション文化を次世代に継承し、及び発展させることにより、市民の文化活動の振興に資するとともに、これらの文化を市内外に発信することにより、本市の観光交流の推進及び地域の活性化を図ることを目的とする。	
管理・運営に関する基本理念、方針等	
1 基本理念	(1) マンガ・アニメを本市文化施策の主要な柱に位置づけ、市民の誇りとなるよう、その継承と発展に努める。 (2) マンガ・アニメとゆかりの深い本市の特性を活かした取り組みを進め、国内外に発信し、多様な交流を促すことで地域の活性化を実現する。
2 実施事業	施設の設置目的を達成するために以下の事業を行う。 (1) マンガ・アニメの普及及び啓発に関すること (2) マンガ・アニメに関する交流及び体験活動に関すること (3) マンガ・アニメに関する講演会、講座等を開催すること (4) マンガ・アニメに関する資料等の公開及び閲覧に関すること
3 管理運営方針	(1) 当該業務において善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。 (2) 施設の設置目的を踏まえて、新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家の一体的な管理によりその効果を最大限発揮させるよう、努力するものとする。 (3) 業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的な管理方針のもとで、仕様書に示す多岐にわたる業務について適切に進捗管理を行い実施するものとする。 (4) 指定管理者は、施設の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、入館者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すものとする。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	施設入館者数	情報館・マンガの家合わせて 年50,000人以上			
	企画展の実施	・情報館 年6回以上 ・マンガの家 年1回以上			
	事業の実施	・マンガの家における制作 実演参加者数 年1,000人 以上 ・マンガ出張講座実施回数 年6回以上			
	施設間の連携	情報館及びマンガの家の共通 イベント等連携事業の実施			
	広報・PRの充実	・ホームページアクセス数 年300,000件以上 ・各種メディアへの掲出 (取材含む) 年50回以上 ・各種SNSの活用			
	入館者の満足度	入館者アンケートで「満 足」が80%以上			
	要望・苦情に対する回答	要望・苦情には原則5営業 日以内に回答			
	自主事業の実施	施設の設置目的に合致した 自主事業の実施			
財務	適正な財政運営、財務管 理	収支計画に基づく収入の確 保及び費用の執行、収支状 況の記録			
業 務	事業の適正な実施	・業務仕様書等に定める事 業の実施及び遵守 ・業務マニュアルの作成			
	市民協働の推進、地域・ 関係団体等との連携	地域、関係団体等との連絡 調整会議、連携イベント開 催 年1回以上			
	社会・地域への貢献	再委託する場合の市内事業 者への再委託及び物品等の 市内事業者（店舗）からの 調達率 90%以上			
	安心・安全の確保	・緊急連絡網、危機管理マ ニュアルの作成 ・防災訓練 年2回以上実 施			
	コンプライアンス	コンプライアンス研修の実 施 1人あたり年1回以上			
	業務仕様書の遵守	その他業務仕様書等に定め る事項の遵守			

人 材	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			
	配置人員のミッションの理解度とスキルの習得度	職員業務研修の実施 1人あたり年2回以上			
	市内雇用への貢献	市内居住者の雇用率 80%以上			

**【評価基準】**

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

**指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)**

**所管課による総合評価(所見)**

現地調査日: 令和 年 月 日